

労働者派遣契約一般条項

平成23年4月1日
改訂 平成26年7月1日

一般財団法人 総合科学研究機構

一般財団法人総合科学研究機構（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）が契約を締結する場合の一般条項は、次のとおりとする。

（総則）

- 第1条 乙は、契約書に記載する業務を、契約書又は注文書（以下「契約書」という。）に定めるもののほか、この条項に基づき別添仕様書に従って実施するものとする。
2. 乙の雇用する労働者であって甲に派遣された者（以下「派遣労働者」という。）を指揮命令し、甲の業務に従事させることができるものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を、第三者に譲渡し、もしくは承継させ、または担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（再派遣の禁止）

- 第3条 甲は、派遣労働者を他人の下に派遣してはならない。

（秘密保持義務）

- 第4条 乙は、本業務に従事し、又はこれに付随して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、直ちにこの契約を解約し、かつ、乙に対してその違反により受けた損害の賠償を請求することができる。
3. 甲は、契約期間満了後であっても乙が第1項の規定に違反し、その違反により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

（派遣労働条件の確保）

- 第5条 乙は、労働基準法等の法令に違反しないよう、法令に定める時間外労働、休日労働その他所定の手続きを取るとともに、就業規則等の諸規則を整備し、派遣労働者の就業条件の確保を図るものとする。

（派遣労働者の通知）

第6条 乙は、あらかじめ派遣労働者の氏名、性別その他所定事項を甲に通知するものとする。

(適正な労働者の派遣義務)

第7条 乙は、本業務を実施するために必要な資格、能力、経験等を有し、派遣就業の目的を達成できる適格者を甲に派遣するものとする。

2. 甲は、派遣労働者が前項の必要な要件を欠くと認めるときは、乙に代替要員の派遣を求めることができるものとする。

(代替要員)

第8条 乙は、派遣労働者の病気、事故その他の事由により、この契約に定める派遣労働者の人数に欠員が生じる恐れがある場合は、速やかに甲にその旨を連絡するとともに、甲が要請したときは、代替要員を派遣するものとする。

(苦情処理)

第9条 甲は、労働基準法等の諸法令及びこの契約に定める就業条件に従って、派遣労働者を本業務に従事させるものとし、派遣労働者から当該派遣就業に関し、苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容を速やかに乙に通知するとともに、その解決にあたるものとする。

(業務の完了)

第10条 乙は、その月の本業務が終了したときは、その旨を書面により甲に届け出て確認を受けるものとする。

2. 甲は、前項の届出を受理した場合は、遅滞なく確認を行うものとし、確認を終了したときをもって、業務の完了とする。

(支払い)

第11条 乙は、その月の1日から末日までの派遣料金の支払いを、書面をもって甲に請求するものとする。

2. 甲は、前項の請求が適正であると認められた場合は、甲の支払定日にその代金を乙に支払うものとする。

(消費税額)

第12条 甲は、派遣料金に対して、前条に定める支払い時に当該料金に消費税率を乗じて算出した額を支払うものとする。

2. 前項において、1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(契約の変更)

第13条 甲は、必要があるときは、仕様その他この契約の内容を、乙と協議のうえ変更することができる。

2. 契約期間中、著しい経済事情の変動その他の理由により契約内容が不適当

となったと認めたときは、甲乙協議して、契約金額その他この契約の内容を変更することができる。

(解約)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

(1) 乙が、解約を申し出たとき。

(2) 乙が、業務の実施または検査に際し、不当または不正な行為があると認められるとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 乙が、制限行為無能力者となったとき、もしくは破産の宣告を受けたとき、またはその資産もしくは信用状態が著しく低下したとき。

(5) 甲の都合により解約を必要とするとき。

2. 乙は、前項第1号から第4号までの一に該当する理由によりこの契約を解約されたときは、契約金額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰しがたい事由により乙が解約を申し出て甲がこれを認めたときは、この限りでない。

3. 甲は、第1項第5号に該当する理由によりこの契約を解約した場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

4. 甲は、契約の解約を行おうとする場合は、「派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成24年厚生労働省告示第474号)」に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(解約の制限)

第15条 甲は、派遣労働者の国籍、性別、思想、信条、社会的身分及び派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたことを理由として、この契約を解約することはできない。

(秩序維持)

第16条 甲は、派遣労働者が甲の職場規律その他就業上の諸規則に違反し、又は甲の指揮命令に従わず甲の職場秩序等を乱したと判断した場合は、派遣労働者の交替又はこの契約の解約その他必要な措置を乙に求めることができるものとする。

(安全衛生等)

第17条 乙は、派遣労働者に対して労働安全衛生法上に定める雇用時の安全衛生教育を行ったうえ、甲に派遣しなければならない。

2. 乙は、派遣労働者に対して雇用時及び年1回以上の健康診断を行うとともに、派遣就業に適した健康状態の労働者を甲に派遣しなければならない。

3. 乙は、派遣労働者の労働者災害補償保険法に基づく業務上災害又は通勤災害の給付申請を行うに当たっては、甲乙相互連絡のうえ行うものとする。

(厚生施設の利用等)

第18条 甲は、派遣労働者に対する更衣室、制服の貸与等の便宜供与については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、派遣労働者が本業務に従事するに当たって故意又は重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。ただし、その損害が派遣労働者に対する甲の指揮命令により生じたと認められる場合には、この限りではない。

(相殺)

第20条 甲は、乙が甲に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基づき甲が乙に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

(協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。